福岡県における 浄化槽法第11条検査受検率向上の 取組みについて

- I 净化槽設置状況実態把握調查
- Ⅱ 浄化槽適正管理推進事業
 - 1. 浄化槽法第11条検査受検勧奨
 - 2. 浄化槽適正管理推進キャンペーン
 - 3. 净化槽法定検查受検勧奨連絡会議
- Ⅲ 課題と今後の対応

福岡県

一般財団法人福岡県浄化槽協会

I 净化槽設置状況実態把握調查

1. 目的

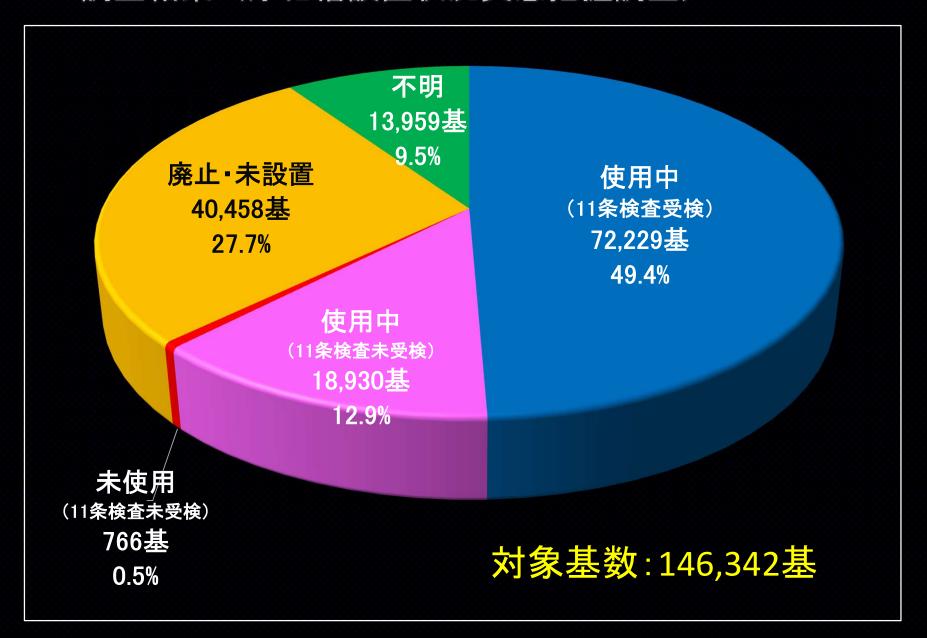
浄化槽設置状況の 実態把握



11条検査受検の推進

- 2. 調査期間 平成17年7月~平成24年7月 (7年間)
- 3. 調査区域 福岡県域(北九州市,福岡市,大牟田市,久留米市を除く)
- 4. 調査手順
 - ①浄化槽台帳情報(紙データ)を協会に提供し、電子データベース化。 (146,342基:平成16年度末時点)
 - ②市町村、清掃業者、協会の情報と照合、精査。
 - ③不明分をダイレクトメールにより調査。

5. 調査結果(浄化槽設置状況実態把握調査)



Ⅱ-1 浄化槽適正管理推進事業

(11条検査受検勧奨)

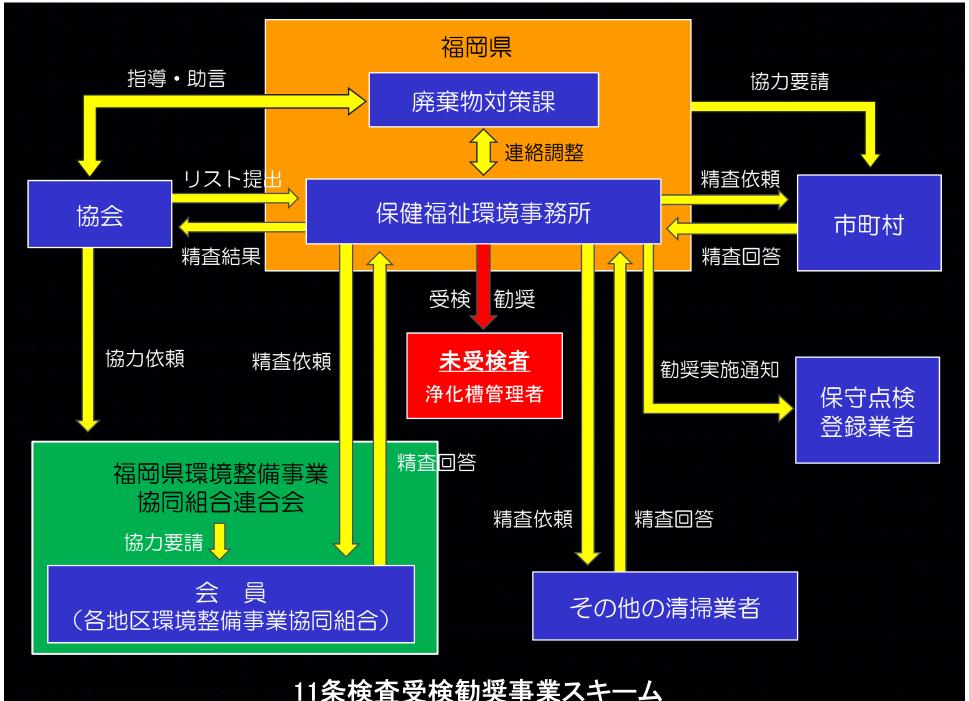
1. 目的

適正管理(保守点検・清掃・法定検査)の推進 11条検査受検率の向上



生活環境の保全・公衆衛生の向上

- 2. 対象区域 福岡県域(北九州市,福岡市,大牟田市,久留米市を除く)
- 3. 実施手順
- (1) 1次精査(調査で得られた未受検者リストの状況確認: 市町村)
- (2) 2次精査(1次精査で得られた未受検者リストの状況確認:<u>清掃業者</u>)
- (3) 最終確認 (精査後の未受検者リストの受検状況確認:<mark>協会</mark>)
- (4) 文書発送(各保健所長名で送付)



11条検査受検勧奨事業スキーム

発送文書

文書の種類	1巡目	2巡目
保健所長名の受検勧奨文書	0	0
受検勧奨リーフレット	0	0
保守点検登録業者名簿(兼)清掃許可業者名簿	0	0
浄化槽使用状況報告書(※記入例も同封)		0
廃止届(※記入例も同封)		0

発送文書(受検勧奨リーフレット)

浄化槽をお使いの皆様へ 福岡県からのお知らせです。 💥

浄化槽の法定検査を 受けていますか?

は 法 F



身近な例だと、車を車検に出すの と似た仕組みです。

浄化槽の保守点検・清掃が正しく 行われているか、浄化槽が正常に 機能しているかを確認する検査 です。

全ての浄化槽には、浄化槽法に 基づく法定検査が義務づけられ ています。

どんな検査をするの?

- ●水質検査 … 浄化槽から出てくる水の検査をします。(生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(pH)、 残留塩素濃度、透視度)
- 機能等に異常がないかをチェックします。(装置の状態、消毒の状況、水の流れ方等)
- ●書類検査 … 保守点検:清掃の記録票等をもとに、保守点検や清掃等が適正に行われているかを調べます。

法定検査は、指定検査機関である一般財団法人福岡県浄化槽協会が行います。

法定検査は保守点検業者や清掃業者に 受検の手続きの代行依頼をすることができます。

福岡県環境部廃棄物対策課 福岡県各保健福祉環境事務所 福岡県各市町村

(検査に関するお問い合わせ先)

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

精量部篠栗町大字乙大966-2 TEL 092-947-1800

福岡検査センター 構図構築町大学乙大8662 TEL 092-947-6123 賃後検査センター 久留米市宮ノ降3-2-28 TEL 0942-46-1900 賃豊検査センター 田川市大学川宮872-1 TEL 0947-45-6102

家族のみんなが知っていてほしいこと!!

浄化権に入ってくるトイレや台所の汚水をキレイにするためには、浄化権の【日頃のメンテナンス】 と[法定検査]が大切です。

【日頃のメンテナンス】とは、お使いになっている方(浄化機管理者)が行う保守点検及び清掃を しいます。車に例えると、点検整備やオイル交換のようなものです。

保守点検(日頃のメンテナンス(1))

浄化樓の機能を維持するため、装置の点株、装置や機器の調整 修理、消毒剤の補充などを定期的に行います。



2. 清掃(日頃のメンテナンス②)

浄化機内は、水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまってきます。 たまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすことになります。 そこで、年1回、囲形物や汚泥を積外に取り除き、概器類を洗浄、清掃



日頃のメンテナンス(保守点検及び清掃)は、専門業者と委託契約を結びましょう!



あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけ ば、定期的に実施してもらえるので適倒な ことではありません。

専門業者や日頃のメンテナンスに関すること は、もよりの保健福祉環境事務所(保健所) 又は市町村にお暮ね下さい。

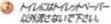
浄化槽の正しい使い方

























11条検査受検勧奨実施スケジュール

保健所/年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A 保健所	25/3	3 ~ 5				29/10 ~ 30/1	
B保健所		25/9					予定
C保健所		26/3 ~ 10					
D保健所			27/1~2				
E保健所				28/3 ~ 29/5			
F 保健所				28/10~29/7			

11条検査受検勧奨成果

	_
- >///	
_~~	
- 11111	_

保健所	勧奨基数			成果		
不胜力		廃止基数	未着基数	検査基数	(受検率)	
A 保健所	3,434	440	275	1,047	(38.5%)	
B保健所	986	198	173	217	(35.3%)	
C保健所	2,115	403	225	245	(16.5%)	
D保健所	587	71	71	61	(13.7%)	
E保健所	9,061	158	859	1,132	(14.1%)	
F保健所	4,043	60	361	279	(7.7%)	
合計	20,226	1,330	1,964	2,981	(17.6%)	

2巡目

保健所	勧奨基数			成果		
		廃止基数	未着基数	検査基数	(受検率)	
A 保健所	2,733	131	367	223	(10.0%)	

Ⅱ-2 浄化槽適正管理推進事業 (浄化槽適正管理推進キャンペーン)

1. 目的

県民へ維持管理の重要性や法定検査の必要性を周知する街頭啓発



適正管理(保守点検・清掃・法定検査)の推進

- 2. 対象区域 福岡県域(北九州市,福岡市,大牟田市,久留米市を除く)
- 3. 実施時期 毎年7~8月(夏休み期間中)
- 4. 実施場所 商業施設
- 5. 実施者
 - 〇 行政(県·市町村)
 - 〇 指定検査機関(協会)
 - 関係事業者(保守点検業者・清掃業者)

6. 実施内容

○ 来店者に啓発用グッズを配布。(うちわ・オリジナルトイレットペーパー)

〇 啓発効果を高めるため、福岡県マスコットキャラクターの エコトンを活用。

7. 実績

年度		唇	啓発実施者 劉	数(延べ人数	数)		
	実施 数	行政		指定 検査機関 関係事業者		うちわ 配布数	トイレットペーパー
	3 X	福岡県 保健所含む	実施会場 市町村	協会	保守点検業者 清掃業者	10 11.30	配布数
29	4会場	7名	7名	26名	14名	1,243枚	779個
30	4会場	11名	7名	26名	78名	1,216枚	783個

啓発用配布物(うちわ、トイレットペーパー)



キャンペーン風景(屋内)





キャンペーン風景(屋外)







キャンペーン実施者 (集合写真)





Ⅱ-3 浄化槽適正管理推進事業 (浄化槽法定検査受検勧奨連絡会議)

1. 目的

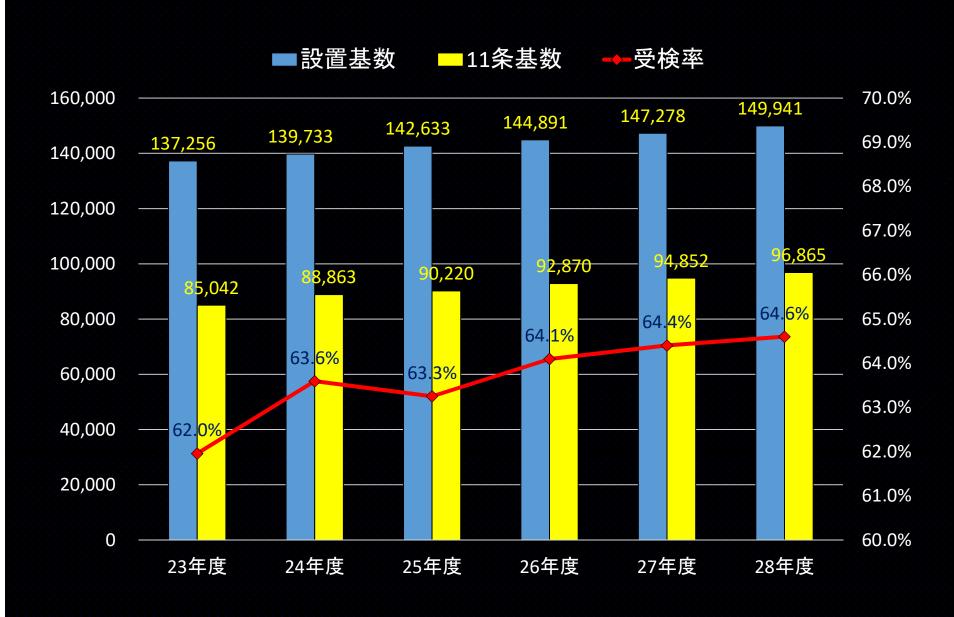
福岡県と協会が相互に連絡・協議を実施



受検勧奨の効果的・効率的な実施 法定検査受検率の向上

- 2. 開催頻度・時期 年1回、毎年2月
- 3. 連絡 協議事項
 - 〇 受検勧奨の効果的・効率的な実施に必要な事項
 - 〇 法定検査の受検率向上に必要な事項
 - 〇 法定検査の普及啓発に必要な事項
 - 〇 その他、受検勧奨に関する重要事項

Ⅲ 課題と今後の対応(11条検査受検率の推移)



皿 課題と今後の対応

受検勧奨の成果向上

※1巡目の受検勧奨成果が2割弱(17.6%)程度に留まっている。

各関係機関及び関係者における取組み

行政

- ①監視指導等の強化
- ② 受検勧奨の継続実施

協会

- ① 監視指導時の技術的支援
- ② 管理に関する技術的支援

- 関係事業者 ① 受検勧奨等、取組みに関する周知
 - ② 11条検査を含めた管理契約の締結

原因

県民への啓発不足



街頭啓発の継続

原因

事業の効率化が進んでいない



受検勧奨のスピードアップ

更新対象を以下に限定(効率化)

- ①1巡目の受検勧奨で受検に繋がらなかった浄化槽 (宛先不明分は除く)
- ②勧奨後に設置され未受検となっている浄化槽



浄化槽適正管理推進 キャンペーン



宛先不明の浄化槽

- ・大半は30年以上前に設置
- ・使用状況の精査に一定の限界

効果的な精査方法の検討